

加入者各位

トッパングループ健康保険組合

あんま・マッサージ・指圧、はり、きゅう（あはき）に係る療養費の申請方法について

日頃はトッパングループ健康保険組合の事業運営に、ご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」という）の施術に係る療養費について、平成 31 年 1 月から厚生労働省による受領委任払いの制度(※1)が導入されることとなり、健康保険組合が当該制度へ参加するか否かを含め、組合会で審議を行い、今後のあはき療養費の支払方法を決議することとされました。

当健康保険組合では、令和元年 7 月 4 日に開催された第 210 回組合会にて審議を行い、従来の支払い方法である「代理受領払い(※2)・償還払い (※3)」から、「償還払い」へ移行することが決定致しました。

つきましては、令和元年 9 月施術分以降を対象として、下記の取扱いに変更致しますのでご案内申し上げます。

（注）今回申請方法が変更となるのは、あんま・マッサージ・指圧、はり、きゅう（主に鍼灸院、マッサージ院、治療院で施術を受けるもの）となります。

柔道整復（主に、整骨院や接骨院で施術を受けるもの）は今回の変更には該当しません。

（※1）受領委任払い（受領委任の取扱規定保発 0612 第 2 号平成 30 年 6 月 12 日）

患者は一部負担額を施術所で支払い、療養費支給申請書に請求委任の署名をする。施術者等と健保組合は受領委任規定に則り事務の取扱いを行い、療養費は施術者に支給されるもの

（※2）代理受領払い

患者と施術者等の契約による委任請求に基づき、療養費は施術者等に支給されるもの

（※3）償還払い（健康保険法第 87 条健康保険法施行規則第 66 条）

患者は施術料全額を施術所で支払い、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者または患者に支給されるもの※法令上支払方法の原則

記

1. 変更内容

令和元年 9 月施術分より、償還払いでの支払方法となります。

（窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が健康保険組合に療養費の申請を行う方法）

※代理受領による支払いは、令和元年 8 月 31 日までの施術分をもって廃止

2. 申請方法

①施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。

②療養費支給申請書に施術者等に施術内容等の証明を記入していただく。

③療養費支給申請書に記載の必要書類を揃えて健保組合にご提出ください。

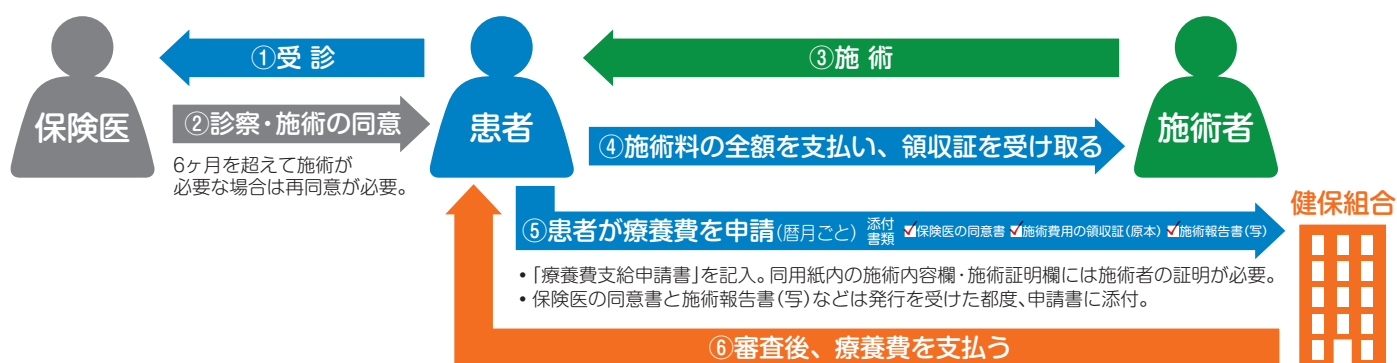


はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の保険適用となる施術の支払い方法には、下記の2種類があり、健保組合により選択されています。 ※詳しくは健保組合へお問い合わせください。

償還払い

患者が施術所で全額を支払った後、健保組合へ療養費を申請。

当組合の支払い方法

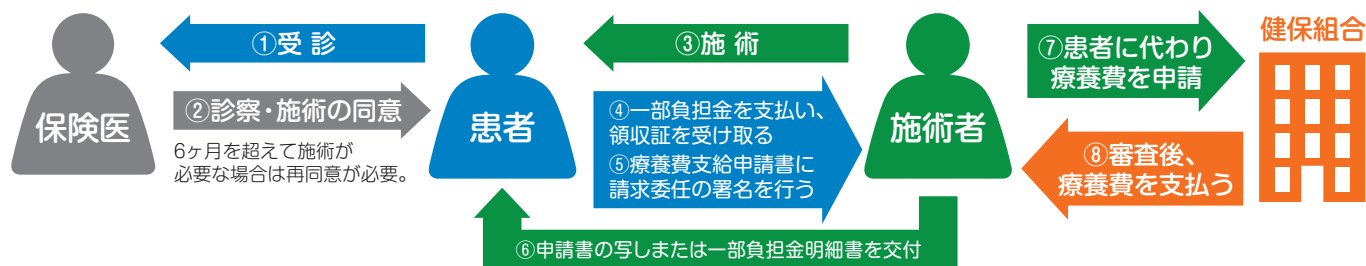


受領委任払い

患者は施術所で一部負担金を支払い、療養費支給申請書へ委任の署名を行う。施術者が患者に代わり健保組合へ療養費を申請。

※受領委任を取り扱わない施術所で施術を受けた場合は、償還払いの取り扱いになります。

参考



保険適用となる施術に必要な保険医の同意・再同意のポイント

- ① 医療機関の保険医(主治の医師)の診察が必要です。
- ② 同意書(文書)の交付が必要です。
- ③ 同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は6ヶ月です。
あん摩・マッサージ・指圧の変形徒手矯正術については、1ヶ月です。
- ④ 施術期間が6ヶ月を過ぎた場合、再同意書(文書)の交付が必要です。

※保険医の再同意にあたり、施術者は「施術報告書」を作成し、保険医へ施術の内容や患者の状態などを伝えることになっています。

- 保険医の同意のある期間に受けた施術であっても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用と認められない」と判断した場合は、施術料の全額について自費となります。



はり・きゅう施術 保険適用となる疾病

主に下記 6 疾病であり、
慢性病で保険医による適当な治療手段
がない場合に限り保険適用となるよ。

対象となる疾病

- ・神経痛 ・リウマチ
- ・頸腕症候群
- ・五十肩 ・腰痛症
- ・頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなど同様の慢性的な
痛みを主な症状とするものについては
上記以外でも認められることがあります。

はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病の
治療を医療機関で行っている場合は対象外となります。



あんま・マッサージ・指圧施術 保険適用となる症状

医療上、マッサージを必要とする
症状に限り保険適用となるよ。

対象となる主な症状

- ・筋麻痺
- ・筋萎縮
- ・関節拘縮 など

※ただし、可動域の拡大など、
症状の改善を目的としていること。

同一疾病により、医療機関で医療上のマッサージを
行っている場合は対象外となります。



- 保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。
- 疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は対象外となります。

あはき療養費 Q & A



保険適用の施術を受けるには、
どうしたらいいの？

まずは医療機関で保険医の診察
を受け、施術の同意書を交付して
もらってね。
その後、同意書を持って施術所へ
行ってね。



「訪問可」「出張専門」
と書いてあったけど、
自宅での施術(往療)は
保険が適用されるの？

保険適用となる往療は、「患者が疾病や負傷
のため自宅で静養している場合など、外出が
制限されている状況に限り」認められているよ。
歩行は困難だけど一人で通勤が可能だっ
たり、単に施術所に行くのが面倒などの理由
では認められないよ。



しばらく施術を受けてますが
症状の改善がみられません。

長期間施術を受けても症状が改善しない
場合は、別の疾患も考えられるよ。
不安なら別の保険医の診察を受けてみてね。



領収証を発行してもらえ
なかったんだけど…？

領収証は施術日と施術金額を証明するもの
だよ。償還払いでは療養費申請に添付が義務
付けられていたり、受領委任払いでは施術所
が発行することを義務付けられているよ。
毎回領収証をもらって、内容を確認して保管
しておこうね。

